

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和五年十月六日から令和六年二月六日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。

令和五年十月六日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーエバグリーン田原本店
所在地 磯城郡田原本町大字千代八五番一ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（変更前） 名称 （仮称）スーパーエバグリーン田原本店
所在地 磯城郡田原本町大字千代八五番一ほか
（変更後） 名称 スーパーエバグリーン田原本店
所在地 磯城郡田原本町大字千代八五番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前） 名称 エバグリーン廣甚株式会社
住所 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一五九〇番地
代表者 代表取締役 廣岡 聖司
（変更後） 名称 エバグリーン廣甚株式会社
住所 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一五九〇番地
代表者 代表取締役 米原 まき

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
（変更前） 名称 エバグリーン廣甚株式会社
住所 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一五九〇番地
代表者 代表取締役 廣岡 聖司

(変更後) 名称 エバグリーン廣甚株式会社

住所 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一五九〇番地

代表者 代表取締役 米原 まき

三 変更年月日

令和三年二月二十一日ほか

四 届出年月日

令和五年九月二十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例

(平成元年三月奈良県条例第三十二号) 第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーエバグリーンプラス檀原膳夫店

所在地 檀原市膳夫町四四三番一及び出垣内町四番ほか

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 エバグリーン廣甚株式会社

住所 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一五九〇番地

代表者 代表取締役 廣岡 聖司

(変更後) 名称 エバグリーン廣甚株式会社

住所 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一五九〇番地

代表者 代表取締役 米原 まき

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 エバグリーン廣甚株式会社

住所 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一五九〇番地

代表者 代表取締役 廣岡 聖司

(変更後) 名称 エバグリーン廣甚株式会社

住所 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一五九〇番地

代表者 代表取締役 米原 まき

三 変更年月日

令和三年二月二十一日

四 届出年月日

令和五年九月二十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例
(平成元年三月奈良県条例第三十二号) 第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーエバグリーン広陵店

所在地 北葛城郡広陵町大字平尾七一二番一ほか

二 変更のあった事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時

(変更後) 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午前零時三十分まで

(変更後) 午前六時三十分から午前零時三十分まで

三 変更年月日

令和五年十月六日

四 届出年月日

令和五年九月二十一日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで。ただし、奈良県の休日を含め、奈良県の条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 リーベル王寺

所在地 北葛城郡王寺町久度二丁目二番一号

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面3―1から3―5まで記載のとおり

収容台数 五二七台

（変更後）位置 届出書添付図面4―1から4―5まで記載のとおり

収容台数 三八四台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面3―1記載のとおり

収容台数 三六五台

（変更後）位置 届出書添付図面4―1及び4―2記載のとおり

収容台数 五六〇台

三 変更する年月日

令和六年五月二十三日

四 届出年月日

令和五年九月二十二日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和五年十月六日から令和六年二月六日まで。ただし、奈良県の休日を含める条例
(平成元年三月奈良県条例第三十二号) 第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで